

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策商品券事業	①物価高騰の影響を受けている生活者に対し、食料品を含めた地域で活用できる商品券を配付し、消費を下支えし、生活の安定及び地域経済の安定を図る。 ②事業費 ③商品券事業 413,630,000円 商品券 413,630,000円 (積算:対象市民62,200人×7,000円×95%(執行見込)) 事務経費 41,520,869円 ④糸満市民 ※その他財源については、うち一般財源13,062千円。	R8.2	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰緊急対策子育て世帯支援事業(給食費)	①エネルギーや食料品等の物価高騰を受けて、令和7年4月分から令和8年3月分(8月除く)の11ヵ月分の小学校給食費を減免することにより子育て世帯の家計への負担軽減をはかるため。 ②給食費 ③104,280,000円 小学校児童数 3,792人 (R7年5月1日在籍数-(生活保護児童+準要保護児童) 4,464人-(41人+631人)=3,792人 3,792人×2,500円×11ヵ月=104,280,000円 ④市内小学校児童及び保護者 ※教職員を除く	R7.4	R8.3
3	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	水産業経営緊急対策事業(物価高対策)	①物価高騰の影響を受けている漁業者の負担軽減を図り、漁業活動の継続及び経営の安定化につなげるため、緊急対策として支援金を交付する。 ②支援金、事務費 ③支援金 7,678千円 ・支援金(一律給付) 40千円×114件=4,560千円 ・加算額(令和6年の水揚額に応じた額、最大4万円) 91件(R6実績)=3,040千円 ・漁協事務費 500円×114件=57千円 ・消耗品5千円 ・通信運搬費16千円 ④市内に住所を有する漁業者	R7.7	R8.3
4	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業用資材等臨時支援事業	①物価高騰に伴う農業用資材等の価格高騰により、農業者の経営が逼迫していることから、農業経営を継続し、安定的な経営が行えるようにするために、農業用資材等の購入に係る費用を一部補助する。 ②農業用資材等に係る価格高騰分への補助及びそれに伴う経費 ③農業用資材等臨時支援事業補助金 45,000千円 ・農業用資材等(飼料・肥料・堆肥・農薬・資材) 補助事業者(販売事業者)が取り扱う補助対象品目のR3.5月とR6.5月を比較した価格高騰額(R6実績)約66,000千円/年(約5,500千円/月) 5,500千円/月×8月(実施予定期間)=44,000千円 ・経費(振込手数料、事務取扱手数料等)1,000千円 44,000千円+1,000千円=45,000千円 ④市内在住の農業従事者及び市内に所在地を有する法人	R7.7	R8.3
5	⑨推奨事業メニューよりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高対策水道料金減免事業(R6補正分)	①物価高騰の影響を受けている市民及び事業者の経済的負担を軽減するため、水道料金の基本料金を半額減免する。 ②水道料金の減免に係る費用 ③【家事用】23,911件×1,042円×50%=12,457,631円 【営業用】2,516件×2,191円×50%=2,756,278円 【共用】570件×1,042円×50%=296,970円 【合計】15,510,879円 【事業費】15,510,879円×4ヶ月=62,043,516円÷62,044千円 ④水道の使用用途が家事用、営業用、共用の利用者世帯(官公署は減免の対象外)	R7.7	R8.3
6	⑨推奨事業メニューよりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高対策水道料金減免事業(R7予備費分)	①物価高騰の影響を受けている市民及び事業者の経済的負担を軽減するため、水道料金の基本料金を半額減免する。 ②水道料金の減免に係る費用 ③【家事用】23,911件×1,042円×50%=12,457,631円 【営業用】2,516件×2,191円×50%=2,756,278円 【共用】570件×1,042円×50%=296,970円 【合計】15,510,879円 【事業費】15,510,879円×4ヶ月=62,043,516円÷62,044千円 ④水道の使用用途が家事用、営業用、共用の利用者世帯(官公署は減免の対象外)	R7.7	R8.3
7	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	放課後児童クラブ食材料費負担軽減事業	①エネルギーや食料品などの物価の高騰を受けて、放課後児童クラブにおける軽食提供に対して、クラブの年間平均登録児童数と開所日数に応じて給付金を給付する。 ②食材料費負担軽減給付金 4,210千円(負担割合 県1/2、市1/2) ③17円(補助単価)×931人(5/1登録児童数)×266日(軽食提供見込日数4月-2月)=4,209,982円 県補助金(1/2):4,209,982円×1/2=2,104,991円 交付金額=4,209,982円-2,104,991円=2,104,991円 ④放課後児童クラブ 21施設 25支援単位	R7.4	R8.3
8	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	私立保育所等食材料費負担軽減事業	①物価高騰等に直面する中、保護者負担の軽減を図るとともに、保育所等において従来の栄養バランスや量を保った給食等が提供されることを目的に、対象施設へ食材料費負担軽減給付金を給付する。(教職員を除く) ②食材料費負担軽減給付金 49,362千円(負担割合 県1/2、市1/2) ③49,361,312円(64円×3,082人×273日×11月/12月) 単価64円×児童数(4/1時点)×提供日数(R7.4-R8.2月)全48施設 対象施設:認可保育所15、認定こども園(幼稚園型を除く)14、小規模保育事業所16 Dその他経費:県補助金24,681千円 ④私立認可保育所(小規模事業所含む)、私立認定こども園(幼稚園型を除く)	R7.4	R8.3
9	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	認可外保育施設食材料費負担軽減事業	①物価高騰等に直面する中、保護者負担の軽減を図るとともに、保育所等において従来の栄養バランスや量を保った給食等が提供されることを目的に、対象施設へ食材料費負担軽減給付金を給付する。(教職員を除く) ②食材料費負担軽減給付金 1,639千円(負担割合 県3/4、市1/4) ③1,638,912円(64円×97人×288日×11月/12月) 単価64円×給食提供児童数(4/1時点)×給食提供日数(R7.4-R8.2月)全8施設 対象施設:認可外保育施設6 Dその他経費:県補助金410千円 ④認可外保育施設	R7.4	R8.3